

福岡県物産観光展示室及び附帯施設管理運営業務
委託事業者選定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 福岡県物産観光展示室及び附帯施設管理運営業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)は、福岡県物産観光展示室及び附帯施設管理運営業務の委託にあたり、業務を委託する者(以下「委託事業者」という。)を適正かつ公平に選定することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、提案された企画について審査を行い、委託事業者の選定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(選定の方法)

第5条 委員会における提案企画の審査及び委託事業者の選定は、別に定める「福岡県物産観光展示室及び附帯施設管理運営業務委託事業者選定要領」に基づき行う。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福岡県商工部観光局観光政策課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月24日から施行する。
- 2 第2条に規定する委託事業者を選定した時点で、この要綱は廃止する。

(別表)

福岡県物産観光展示室及び附帯施設管理運營業務委託事業者選定委員会

区 分	所属及び職
委員長	福岡県商工部 観光局 観光政策課長
委 員	福岡県総務部 県民情報広報課長
委 員	福岡県伝統的工芸品振興協議会 会長
委 員	公益社団法人福岡県観光連盟 事務局長
委 員	公益社団法人福岡県物産振興会 事務局長